

入院患者さんへお知らせ

(入院期間が180日を超える利用料についてのお知らせ)

健康保険法の規定に基づき、入院期間が180日を超えた場合、厚生労働大臣が定める状態等以外の入院については、入院基本料の100分の1.5にあたる金額を自己負担していただいております。

《長期特定入院料》 2,510円 (課税)

【厚生労働大臣が定める状態等】

- ①難病患者等入院加算を算定している
- ②重症者等療養環境特別加算を算定している
- ③重度の肢体不自由者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く）、脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く）、筋ジストロフィー患者
- ④悪性新生物に対する腫瘍用薬（重篤な副作用を有するものに限る）を投与している状態
- ⑤悪性新生物に対する放射線治療を実施している状態
- ⑥ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態
- ⑦人工呼吸器を使用している状態
- ⑧人工腎臓又は血漿交換療法を実施している状態
- ⑨全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態（当該手術を実施した日から起算して30日までの間に限る）
- ⑩末期の悪性新生物に対する治療を実施している状態
- ⑪呼吸管理を実施している状態
- ⑫常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- ⑬肺炎等に対する治療を実施している状態
- ⑭集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の患者
- ⑮15歳未満の患者
- ⑯児童福祉法第21条の9の2による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付を受けている患者
- ⑰児童福祉法第20条の育成医療の給付を受けている患者
- ⑱造血幹細胞移植又は臓器移植後の拒絶反応に対する治療を実施している患者

※ご不明な点は、病棟事務員又は総合受付窓口へお尋ねください。

令和8年6月1日
岩手県立一戸病院長